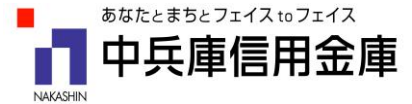


2026年4月吉日



お客さま各位

キャッシュカード取引機能の一部利用制限について (特殊詐欺防止対策)

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

昨今、高齢者を狙った「特殊詐欺」はますます巧妙化し、キャッシュカードと暗証番号を詐取され、ATM機から現金を引出される被害が全国的に多発し、被害額も高額となっております。

こうした状況を踏まえ、当金庫では被害額を少しでも抑えるため、下記のとおりキャッシュカード取引の一部利用制限(引出し限度額)を実施させていただきます。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

○一部利用制限の内容

※他行庫およびコンビニATMでの1日当たりの現金引出し限度額を

5万円までとします。

対象者は70歳以上(2026年12月31日までに満70歳を迎えられる方を含む)

のお客さまで、過去1年以上、他行庫およびコンビニATMでのご利用のない口座。

○一部利用制限の実施日

2026年4月21日(火)

なお、キャッシュカード利用限度額変更をご希望のお客さまは、ご本人さまが以下の書類等をご持参の上、営業時間内にお取引先店の窓口へお申し付けください。

- ① ご本人を確認できる書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
- ② キャッシュカード
- ③ お届け印

以上